

令和 4 年 3 月定例会

議案の概要

(条例、一般議案関係)

1 条例 17件

第27号議案 佐世保市職員定数条例の一部改正の件

事務事業の見直し等に伴い市長部局及び教育委員会の事務局等の職員の定数を変更するもの

部局	改正前		改正後	差
市長部局	1,574 人	→	1,566 人	(▲8 人)
教育委員会	236 人	→	242 人	(6 人)
その他	659 人	→	659 人	
合計	2,469 人	→	2,467 人	(▲2 人)

第28号議案 佐世保市事務分掌条例の一部改正の件

市民負担の公平・公正性の確保、納付相談窓口の集約に伴う利便性の向上、全庁的な債権管理の適正化等をさらに推進強化するため債権管理組織を一元化することに伴い、財務部及び保健福祉部の事務分掌における債権の管理、国民健康保険税等の徴収に関する規定を整理するもの

(以上、行財政改革推進局)

第29号議案 佐世保市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

本市一般職等及び市長、議員等特別職の期末手当について人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した改定を行うとともに、獣医師に係る給料の調整額を増額し、地域手当の支給に係る規定を整理するもの

《改正する条例》

- (1) 佐世保市職員の給与に関する条例
- (2) 佐世保市長等の給与に関する条例
- (3) 佐世保市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

《主な改正内容》

(1)期末手当の支給月数を年間で以下の通り引き下げる。

- ① 一般職 0.15 月分
- ② 特別職 0.1 月分

年度	支給月	区分	現行		改正後	適用
令和 4 年度	6 月期	特別職	1.675 月分	→	1.625 月分	令和 4 年 4 月 1 日
		一般職	1.275 月分	→	1.2 月分	
	12 月期	特別職	1.675 月分	→	1.625 月分	
		一般職	1.275 月分	→	1.2 月分	

(2)獣医師に係る給料の調整額の改正

	現行	改正後
獣医師免許を有する職員	2 万円	7 万 8,000 円

第30号議案 佐世保市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件

被災地危険作業手当及び国際緊急援助手当を新たに設け、変則勤務手当を廃止し、既存の特殊勤務手当の見直しを行うため所要の改正を行うもの

《主な改正内容》

手当	改正の内容
消防出動手当	救急救命処置を行った場合 500 円を加算
夜間特殊勤務手当	2 時間以上の従事の場合 730 円に改定
変則勤務手当	廃止
被災地危険作業手当	新設（日額 910 円）
国際緊急援助手当	新設（日額 4, 000 円）

第 3 1 号議案 佐世保市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正の件

時間外勤務に関し必要な事項を定めるための規定を設けるもの

第 3 2 号議案 佐世保市監査委員条例の一部改正の件

令和 2 年国勢調査の結果に伴い、地方自治法第 1 9 5 条第 2 項の規定により監査委員の定数を減ずるとともに、議員からの選任を行わないこととするもの

《改正内容》

	現行	改正後
定数	4 名	3 名
議員のうちから選任する監査委員	2 名	0 名※

※現在、議員から選任されている監査委員の任期満了（令和 5 年 5 月 2 日）までは 2 名

第 3 3 号議案 佐世保市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件

国家公務員の非常勤職員に係る制度の改正に準拠し、非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすい環境を整備するもの

（以上、総務部職員課）

第 3 4 号議案 佐世保市交通安全の保持に関する条例の一部改正の件

関係機関等との連携により、交通安全を取り巻く環境の変化に対して適時適切に対応できる体制とすることに伴い、佐世保市交通安全対策協議会を廃止するもの

（市民生活部市民安全安心課）

第 3 5 号議案 佐世保市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件

消防団員の処遇改善のため、出動報酬に係る規定の整理等所要の改正を行うもの

《出動報酬の主な改正内容》

- (1) 火災で 4 時間を超える活動に対する報酬 7, 000 円→8, 000 円
- (2) 消防職（団）員動員計画に基づく災害防除活動に対する報酬 8, 000 円（新設）

第 3 6 号議案 佐世保市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤消防団員の損害賠償を受ける権利における、年金受給権を年金貸付担保事業に担保の用として供する場合に係る例外の規定を廃止するもの

（以上、消防局総務課）

第 37 号議案 佐世保市国民健康保険条例の一部改正の件

国民健康保険事業特別会計の健全な運営を行うため国民健康保険税の税率及び軽減額の改定を行うとともに、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減に係る規定を設け、条文中の文言整理を行うもの

《主な改定内容》

(1)税率の改定

区分		現行	改正後
所得割額	医療分	8.60%	7.50%
	後期高齢者支援金等分	3.10%	2.80%
	介護納付金分	2.60%	2.40%
均等割額	医療分	24,200 円	20,000 円
	後期高齢者支援金等分	8,500 円	8,000 円
	介護納付金分	9,800 円	9,600 円
世帯割額	医療分	23,800 円	16,000 円
	後期高齢者支援金等分	8,300 円	6,000 円
	介護納付金分	6,500 円	4,800 円

(2)均等割の減額

未就学児について均等割額を 5 割軽減

※低所得者の軽減に該当する場合は、軽減後の額から 5 割軽減

(保健福祉部医療保険課・保険料課)

第 38 号議案 佐世保市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条文中の引用条項を整理するもの

(保健福祉部障がい福祉課)

第 39 号議案 佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する対象の範囲を改めるもの

(子ども未来部保育幼稚園課)

第 40 号議案 佐世保市青少年問題協議会条例を廃止する条例制定の件

青少年問題の変化に応じた体制による対応とすることに伴い、佐世保市青少年問題協議会を廃止するもの

(教育委員会教育総務部社会教育課)

第 41 号議案 佐世保市企業立地促進条例の一部改正の件

雇用奨励金の要件等を見直し、継続して企業誘致を推進するための所要の改正を行うもの
《主な改正内容》

新卒者又は UJI ターン者を雇用した場合 10 万円加算 (新設)

(企業立地推進局)

第 4 2 号議案 佐世保市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の件

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る施設の設置期限を改めるもの

(観光商工部商工労働課)

第 4 3 号議案 佐世保市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

東下岳簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、簡易水道事業の給水人口、1 日最大給水量及び給水区域を改めるもの

《主な改正内容》

- (1) 給水人口 19,831 人 → 19,726 人
- (2) 1 日最大給水量 7,070 m³ → 7,044 m³

(水道局水道整備課)

2 一般議案 3 件

第 4 4 号議案 佐世保市有財産処分の件

- (1) 財産の種類 土地及び建物（旧宇久シーパークホテルの土地及び建物）
- (2) 所在地 宇久町平 12 番 1 外 6 筆
- (3) 面積 土地 24,577.32 m² 建物 1,593.39 m²
- (4) 処分価格 1 億 4,864 万 5,000 円
- (5) 譲渡先 宇久島総合開発株式会社

(観光商工部観光課)

第 4 5 号議案 包括外部監査契約締結の件

- (1) 契約の始期 令和 4 年 4 月 1 日
- (2) 契約の金額 上限額 12,000,000 円
- (3) 契約の相手方 弁護士 田中 亮 氏

(総務部総務課)

第 4 6 号議案 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター第 3 期中期計画の認可の件

地方独立行政法人法の規定により、令和 4 年度から令和 6 年度までの地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの中期計画を認可するもの

(保健福祉部医療政策課)

3 報告 1 件

第 5 号報告 損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告の件

○損害賠償の額の決定 3 件

①市道の管理瑕疵

・市道の管理瑕疵（大潟町）

損害賠償額 13,815 円

(土木部土木管理課)

②検査結果の取違いによる損害

- ・PCR 検査結果の取違いによる休業に係る損害等

損害賠償額 計 18 人に対し、合計 128 万 2,432 円

(保健福祉部試験検査課)

③草刈り作業中の事故

- ・草刈り作業中の石の飛散による事故

損害賠償額 169,490 円

(教育委員会教育総務部総務課)